

総務委員会会議録

日時 平成21年5月28日(木) 開会時間 午後1時06分
閉会時間 午後1時27分

場所 第3委員会室

委員出席者 委員長 保延 実
副委員長 白壁 賢一
委員 土屋 直 高野 剛 棚本 邦由 山下 政樹
望月 勝 竹越 久高 仁ノ平尚子

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

総務部長 古賀 浩史 人事委員会委員長 渡邊 貢 総務部次長 飯沼 義治
総務部次長(人事課長事務取扱) 芦沢 幸彦 財政課長 福富 茂
人事委員会事務局長 土屋 正文 人事委員会事務局次長 横森 公夫
公安委員 真田 幸子 警察本部長 西郷 正実 警務部長 小澤 富彦
総務室長 小沢 志郎 警務部参事官 門西 和雄 会計課長 有泉 辰二美

議題 第68号 山梨県知事、副知事、公営企業の管理者、教育長及び常勤監査委員の通勤手当及び期末手当支給条例中改正の件
第69号 山梨県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例中改正の件
第70号 山梨県職員給与条例及び山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例中改正の件
第72号 山梨県警察職員給与条例中改正の件

審査の結果 議案については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。

審査の概要 午後1時6分から午後1時27分まで総務委員会の審査を行った。

主な質疑等

第68号 山梨県知事、副知事、公営企業の管理者、教育長及び常勤監査委員の通勤手当及び期末手当支給条例中改正の件

質疑

竹越委員

若干確認的にお聞きをしておきたいと思います。

県の職員等の給与が人事委員会の勧告にかんがみということで改正されるわけではありますが、今回の県の人事委員会の勧告についてでありますけれども、一般的に、人事委員会の勧告、通例は、公民の給与格差、比較を、調査を行った上で勧告をされるというのであります。今回は必ずしもそうではなくて、人事院の勧告があって、それに、横並びといいますが、準じてやるといふふうな扱いだといふふう聞いております。その経過についてと、もう一つは、基本的に地方公務員制度の給与を決めるときの根幹が人事委員会の制度だと思っておりますから、それとの関係で、今回の人事委員会の勧告はど

のような考えの上で勧告を出されたのかについて、お願いをしたいと思います。

横森人事委員会事務局次長 今回の勧告につきましてはどのような経緯があるのかということではありますが、これは、本年の民間企業におきます急速かつ大幅な夏季一時金の減少という異例の事態に対しまして、人事院では特別調査を実施されました。その結果、前年度対比でマイナスの13.2%となっているということ算出されました。本県におきましても民間の夏季一時金につきましては全国の状況と同様な傾向がうかがわれ、過去実施してきました民間企業実態調査等の結果を見ましてもこのような状況は極めて異例な事態であるため、暫定的な措置といたしましてこのような勧告を出したものであります。

また、職員の特別給につきましては、例年どおり、先生おっしゃるとおり、過去1年間につきましては、昨年8月からことしの7月の分につきましては、民間事業所で調べました特別給の実績を支給割合に換算して比較を行い、その改定を勧告するというようなことになっておるところであります。

また、勧告制度の趣旨をある意味で、どうなのかということではありますが、人事委員会の勧告は職員の労働基本権の制約に対する代償措置ということで、職員に対しまして、社会一般情勢に適應した適正な給与を確保するという機能を有しております。今回の勧告は、民間と公務の特別給に大きな乖離があるということは適当でない、また、可能な限り民間の状況を反映させるということが望ましいこと。その一方でまだ、御指摘がありましたように現時点におきましては夏季一時金の全体を精確に把握している状態ではありませんので、暫定的な措置といたしまして、支給月数の一部を、6月に支給されます夏季一時金の一部を凍結することが適当であるとしたところあります。

よろしくお願ひいたします。

竹越委員

それで、全国的に見ますと、幾つかの県では人事委員会の勧告をしていない。していないということはきっと凍結もしていないということだろうと思いますが、それは、よその県はよその県でありましょうけれども、通常的人事委員会、給与ベースの変更のときにはきちんとどこも、大体みんな足並みをそろえるというのが共通じゃないでしょうか。今回は勧告を行わないところが幾つかあるということについて、どのような御認識をもっておられるのか。

横森人事委員会事務局次長 全国の勧告の状況でありますけれども、県におきましては、47都道府県中36の都道府県が勧告をしました。そのうち34の都道府県は、人事院と同様の0.2カ月分を凍結するという勧告を行っております。あと残りの2県であります、0.3カ月分、また、0.175カ月分ということで勧告がされております。その他11県につきましては、国よりも支給月数が低いとか、また、人事院の調査と、その中で、自身の調査等と乖離がある等々、そういうような事情等を総合的に勘案され、勧告がされなかったというふうに聞いております。そんな状況です。

竹越委員

もう一点、説明があったわけではありますが、凍結ということと暫定ということと、この辺のところをもう少し丁寧に、どういう意味合いでこういうふうな言い方をしているのかという点について。今度はどちらがいいかな。人事委員会じゃないほうがいいのかな。どちらでも、人事課のほうでもいいですから、どっちか、説明をお願いしたい。

横森人事委員会事務局次長 先ほども申しましたけれども、民間におきまして非常に急速かつ大幅な夏季一時金の減少という異例の事態に現在なっております。そうした中で、先生がおっしゃられたように、全体的な特別給等の全体の精確な確認ができていない状況ではないということで、いわゆる暫定といいますか、本来ですと2.15カ月分、6月1日になりますと支払うべきところ、民間との乖離が非常に大きい、しかしながら、それをすべて精確に把握していないということで暫定的な措置ということで下げさせていただきました。よろしくをお願いします。

芦沢総務部次長 若干ただいまの説明を補足させていただきますけれども、県人事委員会のほうでも、いずれ秋の勧告においては年間を通しての支給月数について精確な調査等を行って、今回の凍結部分についての、その取り扱いについて、勧告をなさるといってお考えを示されておりますので、そういった意味で、いずれ秋の勧告、また、それを受けての、12月議会になろうかと思っておりますが、給与条例等の改正が必要であればその時点できちんとした改正等を行うと。そのような意味で凍結というような理解をしております。以上でございます。

竹越委員 そういうふうになりますと、今回の6月のボーナスについて、凍結をしていない都道府県が幾つありますか。そういうところも、それぞれの県で調査をやった結果で、若干、そういう意味では異なるのがあるのでしょうか、トータルの実入り、給与の総額からすると、次の給与の改正のときに大方調整をさせるというようなことになるのかな。ほぼ、本県と同様な数値ぐらいには落ちつくと見ていいのかな。ちょっと意味がうまく言えないんですけども、その辺のところでもう一回お願いしたいと思っております。

横森人事委員会事務局次長 今、民間給与実態調査を5月1日から6月18日にかけて行っております。そうした中で、事業所に伺いまして、特別給の状況、そして、また、現在の景況感等々を伺っている中では非常に厳しい答え等が返ってきている状況でありますので、相当厳しい状況になるのではないかなと、今のところ、私も直接伺ってお聞きした状況ではそんな状況が肌身にしてみるところです。

芦沢総務部次長 ただいまの御質問の中で、12月にきちんとしたものが出ますから、恐らく人事委員会としては従来の基本的考え方を変えてはおりませんので、それは他の都道府県の人事委員会も同じでございますので、従来と同じような形で勧告がなされて、それぞれの都道府県なりの民間給与の状況は異なりますから、具体的数字にはばらつきが出るとは思いますが、基本的には考え方としては本県と同じような形、これは全国的に、人事院も含め、そんな形になるかと。御指摘のとおりだと思います。

竹越委員 民間の給料並びに手当の状況については、国の調査の結果です。本県のものもそんなに変わらないんだらうと思っておりますが、そういう意味ではやむを得ないのだらうと思っております。ただ、6月の議会に向けて、また、経済対策などがべらぼうな予算で実施をするような状況もありますし、加えて特例減額なども実施をしているところでありますので、多分気持ちの上では大変士気にも影響するんじゃないかと思って大変心配をしております。

ともあれ県政がそういう意味で停滞することのないように、ぜひ職員の気持ちもおもんぱかりながら、特に経済対策の場合、相当の県の予算も追加を

されるのかなと思っております。その辺のところも十分、現状結構難しいと思いますから、そういうところがうまく執行できるような体制もぜひ組んでいただきたいなという希望を述べながら、何か考えがあったらお聞かせいただきたいと思っております。

古賀総務部長 ただいま御質問いただきましたけれども、今回、人事委員会からの凍結の勧告ということを受けまして、これは勧告に沿って実施をするということにさせていただきましたけれども、今、御質問にもありましたように、この4月から非管理職も含めた全職員につきまして特例減額措置を実施しているという状況も、これ、現実にございます。こういう中での夏季一時金の減額という状況でございますので、そういう点では、今、御質問もいただきましたように、職員の士気ということもきちんと保たれるように、今回の減額の趣旨でありますとか、そういうことについては十分丁寧に説明をしながら、また、昨年から行っております業務量の見直しといったような、そういったこともきちんと適正になるように行っていきながら、しっかりと組織としての行政力を保ってまいるようにしていきたいということで、十分留意をしてまいりたいと思っております。以上です。

保延委員長 これをもって質疑を終結いたします。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第69号 山梨県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第70号 山梨県職員給与条例及び山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第72号 山梨県警察職員給与条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

その他 ・委員会報告書の作成及び委員長報告については、委員長に委任された。

以上

総務委員長 保延 実